

2009年2月

Pick Up 日・米 化学・バイオ系裁判例

2009年2月の pick up 判例 日本^①の知財判例6件

このうち、注目すべき裁判例は、

③：知財高裁 平成20(行ケ)10209

日本

①平成21年2月18日 知財高裁 審決取消訴訟 平成20(行ケ)10213 審決維持

概要：発明の名称を「自動車用アウター・インナーモールディング及びその成形法」とする特許出願が拒絶され、拒絶査定不服審判においても引用文献から想到容易であるとして、進歩性を有せず請求が成り立たない旨の審決がされ、その取り消しを求めた事案。補正発明においてタルクの粉体の混合割合を15重量%以上に限定したときに線膨張係数が0.71となることが記載されている。しかし、線膨張係数を0.71以下とする必要があることについては記載がなく、線膨張係数が0.71であることがいかなる臨界的な意義を有するかについても記載がないため、それによって臨界的な効果が生じるとは認められず、設計上の事項にとどまると判示し、審決は維持された。

②平成21年2月18日 知財高裁 審決取消訴訟 平成20(行ケ)10125 審決維持

概要：発明の名称「無効審判請求が認容された審決に対し、追試結果に基づいて、新規性及び進歩性を有するとの主張により審決の取消を求めた事案。追試試験の結果は、一部信憑性を欠き、信憑性を有する追試結果のみを採用して新規性を否定した審決に誤りはないと判示し、審決は維持された。

③平成21年2月18日 知財高裁 審決取消訴訟 平成20(行ケ)10209 審決取消

概要：蒸着用マスクとの名称の特許発明に対しされた無効審判が成り立たないとの審決を受けたため、その取消を求めた事案。本願発明のマスク本体に相当する引用発明の金属薄膜は、マスク基板上に蒸着により成膜されるものであって、マスク基板上に蒸着(すなわち、一体化)する前においては、金属薄膜としての形態を有していないから、マスクを引っ張ることによる張力付与

技術を、金属薄膜のみに適用することはできないと判示し、審決は取り消された。

④平成 21 年 2 月 18 日 知財高裁 審決取消訴訟 平成 20(行ケ)10238 審決取消

概要: 平衡障害評価装置との名称の特許発明に対しされた無効審判が成り立たないとの審決を受けたため、その取消を求めた事案。引用文献には、距離と面積との関係を診断の指標として用いることまでは記載されていないが、正常者群とめまい患者群とでは、距離と面積についての比例的な違いがあるという情報が記載されている場合、この記載に基づいて、「L/D値」を診断に使うことに想到することは、当業者においては容易であると認めることができると判示し、審決は取り消された。

⑤平成 21 年 2 月 26 日 知財高裁 審決取消訴訟 平成 20(行ケ)10162 審決維持

概要: 原告がした「医療用栓体および医療用キャップ」に係る特許出願が拒絶査定を受け、これを不服として審判請求をしたところ、請求が成り立たないとの審決がされたので同審決の取消しを求める事案。原告は、審決は周知技術の認定、本発明と引用発明の相違点及び発明の効果の認定をいずれも誤ったと主張したが、認められず審決は維持された。

⑥平成 21 年 2 月 27 日 東京地裁 特許権侵害差止請求 平成 20(ワ)14859 請求棄却

概要: 原告が被告に対し、被告が製造する「イ号液晶テレビ」及び「イ号液晶モジュール」の生産等の停止及び該製造品の廃棄を求めた事案。構成要件の充足性についての判断がされ、本件発明の構成要件[D]を充足しないから、本件発明1ないし3の技術的範囲にいずれも属するものとは認められないと判示され、請求は棄却された。なお、無効理由は主張されたものの、無効理由についての判断はなかった。

③平成 21 年 2 月 18 日 知財高裁 審決取消訴訟 平成 20(行ケ)10209 担当:下田

★手続の経緯

平成13年6月19日 出願(特願2001-184601号)

平成18年12月21日 拒絶査定送達

平成19年2月13日 拒絶査定不服審判請求(不服2007-4345号)

平成20年5月7日 拒絶審決送達

★争点

本願の特許請求の範囲

【請求項1】

被蒸着基板への蒸着用パターンがパターン形成領域内に複数の通過孔として形成された薄板状のマスク本体と、

上記マスク本体におけるパターン形成領域の外周縁である接着領域に応じた形状の枠部を、被蒸着基板と同等の熱線膨張係数の素材によって上記マスク本体よりも十分な厚みを有するように形成した枠体と、

からなり、上記マスク本体に外周縁へ向う均一な張力をかけた状態で、上記マスク本体と枠体とを蒸着時の加熱に対して安定した接着方法により密着状に一体化し、蒸着時の温度上昇に伴う枠体の膨張に追隨してマスク本体が形状変化するようにしたことを特徴とする蒸着用マスク。

引用例に記載の発明(実開昭56-6022号)

蒸着で1~20 μ mに成膜した、マスクパターンが精度よく設けられた金属薄膜と、

マスクパターンが粗く設けられた蒸着膜を形成する基板材料と熱膨張の同じ材料の0.1~1mm厚のマスク支持板と、

成膜による熱膨張によるマスクパターンのズレをなくし、蒸着基板に微細なパターンの蒸着膜の形成を行うことができるマスク蒸着用マスク。

「マスク本体に外周縁へ向かう均一な張力をかけた状態で」一体化することが、当業者が容易になし得ることかと言う点が争点となった。

★**裁判所の判断**（下線は当所による）

引用発明においては、金属薄膜とマスク基板（マスク支持体）とは、「蒸着」により密着して一体化されるものと認められる。

本願の出願前に日本国内において頒布された刊行物である甲17、甲18、乙1、乙2に記載された技術は、既に物として成立しているマスクを用い、そこに形成された孔を介して蒸着源にある蒸着用材料を被蒸着基板に蒸着する時に、当該マスクに張力を付与しようとするものであって、マスク全体の外周が固定されているもののマスクの内方は固定されておらず、外周からマスクを引っ張り又はマスクを収縮させることによってマスクを緊張させ、撓み等を除去し得ることを前提として、張力を与える方法を示したものと認められ……。

……このように、引用発明は、金属薄膜がその全体の外周においてのみマスク基板に密着し固定されているのではなく、金属薄膜の全面に及ぶマスク基板の粗いマスクパターンに密着し固定されている。そうすると、前記(2)の甲17、甲18に記載された技術は、マスク全体の外周が固定されているもののマスクの内方（中心方向）は固定されておらず、外周からマスクを引っ張ることによって、マスクを緊張させ撓み等を除去し得ることを前提とするものであるところ、これを引用発明に適用しようとしても、引用発明においては、金属薄膜がマスク基板の粗いマスクパターンに密着し固定されているため、外周から金属薄膜を引っ張ることによっては、直ちに金属薄膜を緊張させその撓み等を除去し得るとは認められず、金属薄膜に外周縁へ向かう均一な張力をかけることができるとは認められない。また、本願発明のマスク本体に相当する引用発明の金属薄膜は、マスク基板上に蒸着により成膜されるものであって、マスク基板上に蒸着（すなわち、一体化）する前においては、金属薄膜としての形態を有していないから、マスクを引っ張ることによる張力付与技術を、金属薄膜のみに適用することはできない。したがって、甲17、18号証の張力付与技術を、引用発明に適用して、「マスク本体に外周縁に向う均一な張力をかけた状態で」一体化することは、容易になし得るということはできない。

…上記乙1は、既に物として成立しているシャドーマスクを加熱して熱膨張させ、その状態でフレームに固定し、フレームとシャドーマスクが常温に戻る際の熱収縮の差を利用して、フレームに囲まれたマスク部分に張力を加えるという技術が開示されているにとどまり、蒸着によって形成される金属薄膜に対して張力を付与することを開示するものではない。

…上記の乙2の真空加熱方式に関する記載は、……金属薄膜の所定部分がマスク基板の粗いマスクパターンに密着して固定され、金属薄膜の他の部分がマスク基板の粗いマスクパターンから突出して精度の良いマスクパターンとなる構成を有するものであるから、引用発明の金

属薄膜に乙2の上記真空加熱方式を適用したとしても、均一な収縮が生じるとはにわかに認められず、「マスク本体に外周縁へ向う均一な張力をかけた状態で」一体化できるとの技術に到達することはできない。

したがって、引用発明に乙1及び乙2に開示された技術を適用しても、「マスク本体に外周縁に向う均一な張力をかけた状態で」一体化することは当業者であれば容易になし得るとはいえない。

★検討

単に同じ蒸着用マスクの関する技術分野であり、基板の厚みが殆ど同じであるから、既に形成されたマスクに張力を付与する技術を、既に金属薄膜の全面に及ぶマスク基板の粗いマスクパターンに密着し固定化された技術に適用することは容易であるとの特許庁の判断が誤りと判断された。同様の分野で、手段も同じ場合であっても、技術の適用の場面が異なるとの主張も、有効となる可能性が示された。既に物として成立している場合、その一部分のみを抽出して他の技術を適用する拒絶理由を打つ審査官もいるので、そのような場合には、この判示の内容による反論が効果的と考える。また、実際に技術を適用した場合に、本願に想到しない技術的な理由がある場合には、積極的に主張することが効果的と考える。

検討: 弁理士 佐貫 伸一
弁理士 丹羽 武司
弁理士 辻田 朋子
弁理士 下田 俊明
弁理士 赤羽 修一
弁理士 菅家 博英